

総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

11月25日提出

令和7年第2回定例会(12月議会) 予算及び付託議案審査関係資料

令和7年11月25日
総務部

【予算関係】

財政課	令和7年度12月補正予算に関する説明資料	・・・	3
広報広聴課	戦略的広報推進事業に係る債務負担行為の設定について	・・・	6
消防保安室	防災学習館設備管理事業に係る債務負担行為の設定について	・・・	8

【議案関係】

人事課	「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第211号)	・・・	9
人事課	「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について (議案第212号)	・・・	11
人事課	「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第213号)	・・・	22

財政課

令和7年度12月補正予算
に 関 す る 説 明 資 料

(議案第200号)

令和7年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額 内訳	減額 内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税	608,574	地方交付税 608,574 (195,390,000 → 195,998,574)	
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	398	保健手数料 398 (176,307 → 176,705)	
9 国庫支出金	393,141	職員費(教育費負担金) 375,875 (12,873,999 → 13,249,874)	
10 財産収入	9,976	畜産物売扱収入 9,976 (94,979 → 104,955)	
11 寄附金	39,200	文化振興事業費 39,200 (16,400 → 55,600)	
12 繰入金	447,266	地域医療介護総合確保基金繰入金 443,416 (1,067,691 → 1,511,107)	
13 繰越金	2,087,185	前年度繰越金 2,890,644 (2,890,644 → 4,977,829)	
14 諸収入	△ 3,841	健康環境センター受託事業収入 2,255 (1,434 → 3,689) 資源評価調査受託事業収入 △ 3,371 (35,830 → 32,459)	
15 県債			
合計	3,581,899	614,364,608 → 617,946,507	

令和7年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	△ 4,356	総務諸費 2,964 (45,634 → 48,598)	職員給与費 △ 4,596 (275,013 → 270,417) 議員報酬費 △ 2,914 (588,634 → 585,720)
2 総務費	△ 50,240	劇団公演を活用した交流人口拡大促進事業 39,200 (16,400 → 55,600)	職員給与費 △ 103,127 (9,046,132 → 8,943,005)
3 民生費	144,969	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金 63,869 (323,442 → 387,311) 職員給与費 60,314 (2,500,418 → 2,560,732)	
4 衛生費	446,219	医療保健福祉計画推進事業 443,416 (4,843 → 448,259)	職員給与費 △ 18,480 (3,241,698 → 3,223,218)
5 労働費	△ 5,579		職員給与費 △ 7,180 (640,571 → 633,391)
6 農林水産業費	181,371	職員給与費 140,938 (6,558,926 → 6,699,864) ツキノワグマ被害防止総合対策事業 24,650 (118,047 → 142,697)	
7 商工費	△ 18,288	新エネルギー関連産業集積拠点化推進事業 6,000 (40,914 → 46,914)	職員給与費 △ 29,751 (2,228,775 → 2,199,024)
8 土木費	157,419	職員給与費 152,090 (4,236,206 → 4,388,296)	
9 警察費	517,165	職員給与費 493,497 (20,794,823 → 21,288,320)	
10 教育費	2,213,219	職員給与費 2,124,193 (79,136,803 → 81,260,996)	
11 災害復旧費			
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	3,581,899	614,364,608 → 617,946,507	

戦略的広報推進事業に係る債務負担行為の設定について

広報広聴課

1 事業目的

広報を戦略的に展開することにより、県政情報を分かりやすく正確に伝え、県政に対する県民の理解と参画を促進する。

2 事業内容

効果的な広報の実施に向けて、アンケート調査等により今後のあり方を検討するとともに、広報紙やSNSを通じて、県政情報を発信する。

3 債務負担行為限度額

82,029千円 (諸3,630千円 \ominus 78,399千円)

旅費	226千円
需用費	60千円
役務費	10,620千円
委託料	71,123千円

(役務費の内訳)

・広報紙配布業務 10,620千円

(委託料の内訳)

・広報紙発行 (企画・制作、印刷・発送、SNS広告等) 43,332千円

・テレビ広報放送 (企画・制作、放送、SNS広告等) 16,824千円

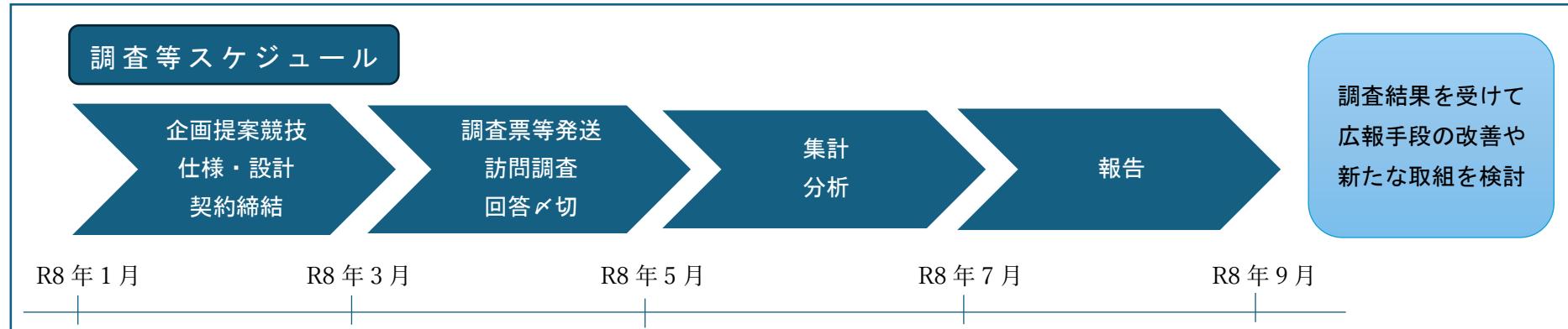
・戦略的広報調査 (調査、分析、報告・提言) 10,967千円

【新規】戦略的広報調査事業

広報の内容や媒体ごとに認知度、満足度、効果、今後のニーズなどについて、県民を対象とした調査を行った上、今後の戦略的な広報のあり方について検討する。

○調査方法

- ・アンケート調査（5,000人分）
- ・訪問面談調査（200人分）



4 債務負担行為を設定する理由

令和8年度当初から、各媒体を活用した県政情報の発信と戦略的広報に向けた調査を実施するためには、今年度中に受託者の決定や契約手続きを行う必要があるため。

防災学習館設備管理事業に係る債務負担行為の設定について

消防保安室

1 事業目的

東日本大震災の発生を受け防災教育や防災知識啓蒙のために平成26年3月にリニューアルオープンした防災学習館について、利用環境の整備を図る。

2 事業内容

故障中である防災学習館の空調設備を新設・更新する。

	現行設備（故障により不稼働）	新設・更新後の設備
1階	空冷チラーユニット	（新設）個別エアコン
2階	空冷マルチエアコン	（更新）空冷マルチエアコン

3 債務負担行為限度額

13,593千円 (⊖13,593千円) 内訳
$$\begin{cases} \text{委託料（設計監理）} & 250 \text{千円} \\ \text{工事請負費} & 13,343 \text{千円} \end{cases}$$

4 債務負担行為を設定する理由

令和8年度夏の稼働に向けて、今年度中の工事発注及び着手を必要とするため。



左上：空冷チラーユニット
左下：空冷マルチエアコン
右下：空冷マルチエアコン（室内）



5 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月～：公告・発注、契約・着手
2月中旬～7月中旬：施工
7月下旬～：完成

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第211号）

人事課

1 改正理由

知事等の給与改定を踏まえ、県議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	1. 70月	1. 70月	1. 725月 (+0. 025月)
12月	1. 70月	1. 75月 (+0. 05月)	1. 725月 (+0. 025月)
年間計	3. 40月	3. 45月 (+0. 05月)	3. 45月 (+0. 05月)

3 施行期日

- 令和7年度分 令和7年12月1日（遡及適用）
- 令和8年度以降分 令和8年 4月1日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正(第一条による改正)

新	旧
<p>県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）</p> <p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一 条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分 の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十六・二五」とある のは「百分の百七十二・五」とする。</p>	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一 条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額の百分 の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十七・五」とある のは「百分の百七十五」とする。</p>

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について（議案第212号）

人事課

1 改正理由

人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、職員の給料、期末手当、勤勉手当、通勤手当、特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当及び初任給調整手当を改定する等の必要がある。

2 改正内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条、第2条）

① 給料

若年層に重点を置きつつ、給料月額を引き上げる。（条例別表第1～別表第6）

② 期末・勤勉手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。（第21条、第22条関係）

	現 行	改 正 後	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	2. 30月	2. 30月	2. 325月 (+0. 025月)
12月	2. 30月	2. 35月 (+0. 05月)	2. 325月 (+0. 025月)
年間計	4. 60月	4. 65月 (+0. 05月)	4. 65月 (+0. 05月)

※再任用職員については、+0. 05月（年間2. 40月→2. 45月）

③ 通勤手当

ア 交通用具に係る通勤手当の額を一本化するとともに、その支給限度額を次のとおり引き上げる。
(第12条関係)

交通用具	現 行	改 正 後	
		令和7年度	令和8年度以降
自動車	51, 400円	54, 800円	60, 800円
自動車以外	23, 400円		

イ 交通用具使用者が通勤のために駐車場を利用する場合、1か月当たり5,000円を限度に、その料金に相当する通勤手当を支給する。 (第12条関係)

ウ 1か月当たりの通勤手当の支給限度額(150,000円)の範囲に、イの通勤手当の額も含める。
(第12条関係)

④ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに職員に採用され、特地公署等に配置されることに伴い転居した者にも手当を支給する。 (第13条の3関係)

⑤ 宿日直手当

次のとおり勤務1回に係る宿日直手当の支給限度額を引き上げる。 (第18条関係)

区分	現 行	改正後	増 減
一般の宿日直勤務	4, 400円	4, 700円	+ 300円
※長時間に渡る宿直勤務	6, 600円	7, 050円	+ 450円
特殊な業務を行う宿日直勤務	7, 400円	7, 700円	+ 300円
※長時間に渡る宿直勤務	11, 100円	11, 550円	+ 450円

※ 宿直勤務が、半日勤務に引き続いて行われる場合。

⑥ 初任給調整手当

次のとおり医師等に対する支給限度額を引き上げる。 (第9条の2関係)

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	416, 600円	417, 600円	+ 1, 000円

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第3条～第6条)

① 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を引き上げる。

② 任期付研究員の期末手当

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月	1. 7 2 5 月	1. 7 2 5 月	1. 7 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
12 月	1. 7 2 5 月	1. 7 7 5 月 (+ 0. 0 5 月)	1. 7 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
年間計	3. 4 5 月	3. 5 0 月 (+ 0. 0 5 月)	3. 5 0 月 (+ 0. 0 5 月)

- ③ 特定任期付職員の期末・勤勉手当
次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和 7 年度	令和 8 年度以降
6 月	1. 8 2 5 月	1. 8 2 5 月	1. 8 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
12 月	1. 8 2 5 月	1. 8 7 5 月 (+ 0. 0 5 月)	1. 8 5 月 (+ 0. 0 2 5 月)
年間計	3. 6 5 月	3. 7 0 月 (+ 0. 0 5 月)	3. 7 0 月 (+ 0. 0 5 月)

3 施行期日

- 給料、通勤手当（令和 7 年度分）、特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当、初任給調整手当
令和 7 年 4 月 1 日（遡及適用）
- 期末・勤勉手当（令和 7 年度分）
令和 7 年 12 月 1 日（〃）
- 期末・勤勉手当（令和 8 年度以降分）、通勤手当（令和 7 年度分以外）
令和 8 年 4 月 1 日

新

(初任給調整手当)

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万七千六百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万二千百円

三・四 略

2・3 略

(通勤手当)

第十二条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万四千八

旧

(初任給調整手当)

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万六千六百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万千六百円

三・四 略

2・3 略

(通勤手当)

第十二条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、五万千四百

百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）その他の職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

三 略

3・8 略

第十三条の三 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（次項において「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに給料表の適用を受ける

3 略

第十三条の三 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあっては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用職員であつた者その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに特地公署でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した

職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに特地公署でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した

ものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第十八条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千七百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千七百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、七千五十円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万五千五百五十円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

(期末手当)

第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1～4 略

ものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第十八条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千四百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務が行われる時間が勤務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千六百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万千五百百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 略

(期末手当)

第二十一条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1～4 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 ～ 6 略

(勤勉手当)

第二十二条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五、特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額

3 ～ 5 略

※別表第一から別表第六までの給料表の改定は略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第二条による改正）

<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）</p>
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>旧</p>
<p>第二十二条 略</p> <p>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・二五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五た額の総額</p> <p>3 5 略</p>	<p>員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・二五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十一・二五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>
<p>第二十二条 略</p> <p>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>	<p>員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の六十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>
<p>第二十二条 略</p> <p>勤勉手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百六・二五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 ～四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。</p> <p>4 5 6 略</p>	<p>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。</p> <p>9 1 略</p>
<p>第二十二条 略</p> <p>勤勉手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 ～四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 略</p>	<p>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。</p> <p>8 1 7 略</p>
<p>第二十二条 略</p> <p>勤勉手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 ～四 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 略</p>	<p>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。</p> <p>8 1 6 7 略</p>

第六条 略		新	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）
（給与条例の適用除外等）			第六条 略 （給与条例の適用除外等）
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例			2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例

第一条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例
第二条、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項並びに
第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号）以下「任期付研究員条例」という。」第五条第一項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百二十七・五」とする。

第六条 略
（給与条例の適用除外等）

第六条 略		旧	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）
（給与条例の適用除外等）			第六条 略 （給与条例の適用除外等）
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例			2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例

第一条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例
第二条、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項並びに
第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号）以下「任期付研究員条例」という。」第五条第一項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百二十七・五」とする。

第六条 略
（給与条例の適用除外等）

第六条 略		新	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）
（給与条例の適用除外等）			第六条 略 （給与条例の適用除外等）
2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例			2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例

第一条 第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百二十七・五」とする。

第六条 略
（給与条例の適用除外等）

号給	給料月額 円
1	431,402
2	494,903
3	560,420
4	647,103
5	751,930
6	857,765

号給	給料月額 円
1	360,846
2	398,140
3	427,370

号給	給料月額 円
1	416,939
2	478,372
3	541,819
4	625,409
5	727,126
6	829,850

号給	給料月額 円
1	348,456
2	384,712
3	412,911

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

2 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

(特定任期付職員の給与に関する特例)
新

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。第九条及び第十一条において同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	408,219
2	458,617
3	512,038
4	578,563
5	660,207
6	771,081
7	900,099

2 4 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例 第十一条の三、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項第一号の規定の適用については、

例第十二条の三中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付

旧

(特定任期付職員の給与に関する特例)
第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	394,783
2	443,124
3	495,493
4	558,940
5	638,501
6	745,254
7	870,134

2 4 略

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例 第十一条の三、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第十二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十二条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

例第十二条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十八条の二第一項及び第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第十二条中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。第九条及び第十一条において同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第十二条の三、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第十二条中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。第十八条の二第一項及び第二項並びに第十九条第二項において「任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十二条の二第一項及び第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。第九条及び第十一条において同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

旧

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第八条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第十二条の三、第十八条の二第一項及び第二項、第十九条第二項、第二十一条第二項並びに第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第十二条中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。第十八条の二第一項及び第二項並びに第十九条第二項において「任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）と、給与条例第十二条の二第一項及び第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。第九条及び第十一条において同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。

期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十一」とする。

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第213号）

人事課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定を踏まえ、知事等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。

2 改正内容

次のとおり年間支給月数を引き上げる。

	現 行	改 正 後	
		令和7年度	令和8年度以降
6月	1. 70月	1. 70月	1. 725月 (+0. 025月)
12月	1. 70月	1. 75月 (+0. 05月)	1. 725月 (+0. 025月)
年間計	3. 40月	3. 45月 (+0. 05月)	3. 45月 (+0. 05月)

3 施行期日

- 令和7年度分 令和7年12月1日（遡及適用）
- 令和8年度以降分 令和8年 4月1日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正(第一条による改正)

新	旧	(期末手当)
		<p>第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十二条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正(第二条による改正)

新	旧	(期末手当)
		<p>第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十二条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>